

奈良市公報

号外 第 22 号

平成18年10月16日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規則

○奈良市消防局の組織に関する規則等の一部を改正する規則..... 1

○奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則..... 2

○奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則..... 2

告 示

○身体障害者福祉法に規定する医師の指定..... 5

○放置自転車等の保管（2件）..... 5

○参加差押通知書の公示送達..... 6

○開発行為に関する工事の完了（2件）..... 6

○放置自転車等の保管（2件）..... 6

○奈良市屋外広告物条例第27条の規定による講習会の開催..... 7

○結核指定医療機関の指定辞退..... 7

○結核指定医療機関の指定..... 7

○交付要求通知書の公示送達..... 7

○奈良市開発指導要領の一部を改正する告示..... 7

○奈良市保育所運営検討委員会設置要綱..... 8

○住居番号の変更..... 8

○放置自動車の処分等..... 9

○放置自転車等の保管..... 9

○奈良市地域福祉推進会議設置要綱..... 9

○開発行為に関する工事の完了..... 10

○J R 奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の公衆縦覧..... 10

○開発行為に関する工事の完了..... 10

○放置自転車等の保管（2件）..... 10

○開発行為に関する工事の完了..... 11

○議会定例会の招集..... 11

○町の区域及び名称の変更（2件）..... 11

○金融機関の指定についての一部改正..... 12

○農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の決定..... 12

○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出..... 12

○生活保護法の規定による医療機関の指定..... 12

公 営 企 業

○奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定..... 12

○奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一

部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正..... 13

消 防

○奈良市消防署の組織に関する規程及び奈良市消防職員教養規程の一部を改正する訓令..... 13

選挙管理委員会

○選挙人名簿からの抹消..... 13

○選挙人名簿からの抹消の取消し..... 13

○在外選挙人名簿からの抹消..... 13

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧..... 13

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧..... 14

規 則

奈良市消防局の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月30日

奈良市長 藤原昭

奈良市規則第69号

奈良市消防局の組織に関する規則等の一部を改正する規則

（奈良市消防局の組織に関する規則の一部改正）

第1条 奈良市消防局の組織に関する規則（昭和58年奈良市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改める。

（奈良市消防職員並びに消防団員の訓練、礼式に関する規則の一部改正）

第2条 奈良市消防職員並びに消防団員の訓練、礼式に関する規則（昭和26年奈良市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項及び第15条の6第2項」を「第16条第2項及び第23条第2項」に改める。

（奈良市消防職員委員会規則の一部改正）

第3条 奈良市消防職員委員会規則（平成8年奈良市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第14条の5第3項」を「第17条第3項」に改める。

第8条中「第14条の5第1項各号」を「第17条第1項各号」に改める。

（奈良市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則の一部改正）

第4条 奈良市消防職員の職名及び消防吏員の階級に関する規則（昭和44年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

（奈良市消防吏員服制規則の一部改正）

第5条 奈良市消防吏員服制規則（昭和42年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

（奈良市消防団の組織等に関する規則の一部改正）

第6条 奈良市消防団の組織等に関する規則（平成12年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第2項及び第15条の6第2項」を「第18条第2項及び第23条第2項」に改める。

（奈良市消防団員服制規則の一部改正）

第7条 奈良市消防団員服制規則（昭和26年奈良市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の6第2項」を「第23条第2項」に改める。

（奈良市消防団員之証に関する規則の一部改正）

第8条 奈良市消防団員之証に関する規則（昭和58年奈良市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の6第2項」を「第23条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成18年8月30日掲示済）

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第70号

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防団の組織等に関する規則（平成12年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1奈良市消防団富雄分団の項中「帝塚山南五丁目」の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を、「中登美ヶ丘四丁目」の次に「、中登美ヶ丘六丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成18年9月25日から施行する。ただし、別表第1奈良市消防団富雄分団の項中「帝塚山南五丁目」の次に「、帝塚山西一丁目、帝塚山西二丁目」を加える改正規定は、同年12月4日から施行する。

（平成18年8月30日掲示済）

奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第71号

奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員服制規則（昭和26年奈良市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表帽の部中 「帽」 を 「冬帽」 に改め、同部き章

の項中「地台」を「台地」に改め、同部周章の項中「ななこべり」を「ななこ織」に改め、同表盛夏帽の部き章の項中「帽」を「冬帽」に、「地台」を「台地」に改め、同部製式の項中「帽と」を「冬帽と」に改め、同部周章の項中「ななこべり」を「ななこ織」に、「帽と」を「冬帽と」に

改め、同表アポロキャップの部中 「アポロキャップ」 を 「作業帽」 に改め、同部き章の項中「アポロキャップ」を「作業帽」に改め、

に改め、同表安全帽の部中 「安全帽」 を 「保安帽」 に改め、同部き章の項中「アポロキャップ」を「作業帽」に改め、

同表防火帽の部保安帽の款中 「保安帽」 を 「帽」 に改め、同款き章の項中「地台」を「台地」に改め、同部しころの款製式の項中「保安帽」を「帽」に改め、同表衣の部を次のように改める。

	地質	冬帽と同様とする。
	えり	剣えりとする。

冬 服 上 衣	製 式	前 面	消防団き章をつけた径20ミリメートルの金色ボタン3個を1行につける。 左胸部及び下部左右に各1個のポケットをつけ、下部左右のポケットにはふたをつける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
		後 面	すその中央を裂く。 形状は、図のとおりとする。
		そで章	表半面に1条ないし3条の金色しま織線をまとう。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
		えり章	冬服上衣又は盛夏服上衣は、左えりぬいとり又は打出金具の奈良市を表徴するバッチ1個をつける。 形状及び寸法は、図のとおりとする。

別表ズボンの部中	ズ ボ ン	を	冬 服 ズ ボ ン	に改め、同部	「ポケット」を「ポケット」に改め、同款袖の項中 「袖」を「そで」に、「長袖」を「長そで」
	地質の項中「帽」を「冬帽」に改め、同部製式の項中「ポケット」を「ポケット」に改め、同表盛夏上衣の部中				に改め、同表盛夏ズボンの部中 「ポケット」を「ポケット」に改め、同表作業上衣の部及び作業ズボンの部を次のように改める。
地 質	盛 夏 上 衣	を	盛 夏 服 上 衣	に改め、同部製式の款前面の項中	

活 動 服 上 衣	地 質		作業帽と同様とする。
	製 式	前 面	長そでとし、ボタンを1行につける。 胸のポケット及びえり裏（図中網掛け部分）にオレンジ色を配する。 胸部左ポケット上部にオレンジ色刺しゅう糸で「奈良市消防団」と刺しゅうする。 左右両肩に肩章をつける。 形状は、図のとおりとする。
活 動 服 ズ ボ ン	地 質		オレンジ色のマーク地の周囲を濃紺色で縁取りし、上部に「奈良市消防団」を銀色で配し、中央の金色消防団章をモール製金色桜で抱擁する。 左そでに付け、形状は、図のとおりとする。
	製 式	長ズボンとし、両側前方及び右側後方に各1個ポケットをつける。 形状は、図のとおりとする。	

別表防火衣の部製式の項中「ポケット」を「ポケット」 「冬服上衣又は盛夏服上衣」に改め、同表雨衣の部を次に改め、同表階級章の部団長の項中「衣又は盛夏上衣」を ように改める。

雨 衣	上	地 質	防水布とする。
	製 式	角えりのラグランそでとする。えり部に取外し可能な同布の帽子をつける。 前面の開閉は、ファスナー及びロットボタンとする。 前両腰にふた付きポケットをつける。 形状は、図のとおりとする。	

衣ズボン	地質	上衣と同様とする。
	製式	長ズボンとし、腰はゴム絞り及びベルトをつける。 形状は、図のとおりとする。

別表備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を削り、同表の図帽の部分中「帽」を「冬帽」に改め、同図アポロキャップの部分中「アポロキャップ」を「作業帽」に改め、同図安全帽の部分中「安全帽」を「保安帽」に改め、「防火帽」「防火帽」を「保安帽」「帽」に改め、同図略帽、安全帽及び保安帽の階級周章の表を次のように改める。

保安帽及び防火帽の階級周章

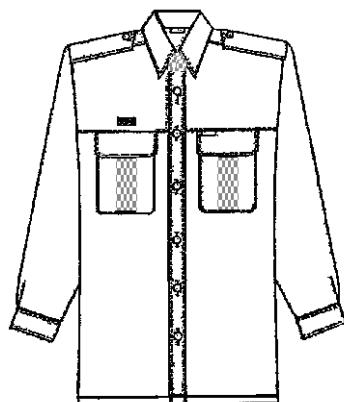
階級	保安帽	防火帽	周章
團長	8	8	[REDACTED]
	4	4	[REDACTED]
	4	4	[REDACTED]
	8	8	[REDACTED]

副団長	8 4 8	8 4 8	[REDACTED]
分団長	4	4	[REDACTED]
副分団長	4	4	[REDACTED]
部長			[REDACTED]
班長	8	8	[REDACTED]
団員	4	4	[REDACTED]

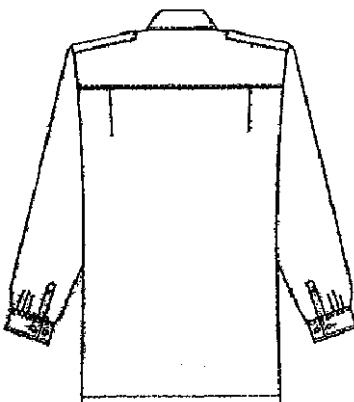
別表の図衣の部分中「衣」を「冬服」に改め、同図盛夏衣の部分中「盛夏衣」を「盛夏服」に改め、同図作業上衣及び作業ズボンの部分を次のように改める。

活動服

前面



後面

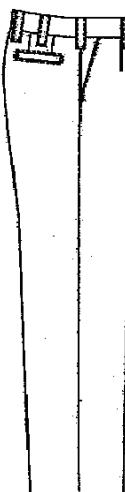


標章

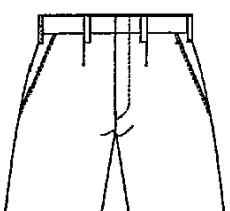


ズボン

前面



後面



別表の図雨衣の部分を次のように改める。



附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正後の奈良市消防団員服制規則をもって定めている作業上衣、作業ズボン及び雨衣は、当分の間、これを用いることができる。

(平成18年8月30日掲示済)

告 示

奈良市告示第501号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第4条の規定により告示します。

平成18年8月16日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定期年月日
西尾 和司	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目643	外科 (ぼうこう又は直腸機能障害)	平成18年7月1日

(平成18年8月16日掲示済)

奈良市告示第502号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月16日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 移動年月日
平成18年8月16日
- 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
 - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表

(平成18年8月16日掲示済)

奈良市告示第503号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月17日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年8月17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年8月17日掲示済)

奈良市告示第504号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第86条第2項の規定に基づく参加差押通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成18年8月18日

奈良市長 藤原 昭

1 送達をすべき文書

参加差押通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成18年8月18日掲示済)

奈良市告示第505号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年8月18日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成17年4月6日 奈良市指令都整開第04A-40号

平成18年3月30日 奈良市指令都整開第04A-40-1号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成18年8月18日 第1009号

(2) 公共施設 平成18年8月18日 第444号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市藤ノ木台一丁目1番地の57、1番地の58、1番地の63の一部、1番地の129、1番地の1029、569番地の一部、574番地の1、574番地の2、575番地の1、575番地の3、575番地の4、576番地の1、580番地、582番地の4、585番地、588番地、591番地の1、593番地の1、593番地の2、594番地、595番地の1の一部及び5985番地

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市東成区中本二丁目11番5号

株式会社 三友ハウジング

代表取締役 中垣 鉄男

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市藤ノ木台一丁目1番地の57の一部、1番地の58の一部、1番地の63の一部、1番地の129の一部、1番地の1029の一部、569番地の一部、574番地の1の一部、574番地の2の一部、576番地の1の一部、580番地の一部、582番地の4、585番地の一部、588番地の一部、591番地の1の一部、593番地の1の一部、593番地の2の一部、594番地の一部、595番地の1の一部及び5985番地の一部

(2) 管理敷地

奈良市藤ノ木台一丁目1番地の63の一部

(3) 下水道

奈良市藤ノ木台一丁目1番地の57、1番地の58、1番地の63、1番地の129、1番地の1029、569番地、574番地の1、574番地の2、576番地の1、580番地、585番地、588番地、591番地の1、593番地の1、593番地の2、594番地、595番地の1及び5985番地の各一部

(4) 公園

奈良市藤ノ木台一丁目1番地の63、585番地、588番地、591番地の1及び5985番地の各一部

(5) 調整池

奈良市藤ノ木台一丁目595番地の1の一部

(6) 防火水槽

奈良市藤ノ木台一丁目595番地の1の一部

(平成18年8月18日掲示済)

奈良市告示第506号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年8月18日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成18年5月29日 奈良市指令都整開第06A-8号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成18年8月18日 第1010号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市五条畠二丁目1141番地の8、1141番地の183及び1141番地の189

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市芝辻町四丁目6番8号

オーエスハウジング株式会社

代表取締役 大奥 英次

(平成18年8月18日掲示済)

奈良市告示第507号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月21日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年8月21日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年8月21日掲示済)

奈良市告示第508号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月22日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年8月22日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年8月22日掲示済)

奈良市告示第509号

奈良市屋外広告物条例(平成13年奈良市条例第52号) 第27条の規定による講習会を開催しますので、奈良市屋外広告物条例施行規則(平成14年奈良市規則第42号) 第16条第1項の規定により公告します。

平成18年8月22日

奈良市長 藤原昭

開催日時	平成18年11月15日 午前9時50分から午後5時30分まで(受付は、午前9:10から)
場所	奈良県文化会館 小ホール 2階(奈良市登大路町6-2)
講習科目	屋外広告物に関する法令、屋外広告物の表示の方法及び施工に関する事項
講習手数料	受講科目1科目につき 2,000円

(平成18年8月22日掲示済)

奈良市告示第510号

結核予防法(昭和26年法律第96号) 第36条第4項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しました

ので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号) 第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成18年8月22日

奈良市長 藤原昭

名称	所在地	辞退年月日
東井医院	奈良市鶴舞東町2-26	平成18年8月20日

(平成18年8月22日掲示済)

奈良市告示第511号

結核予防法(昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号) 第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年8月22日

奈良市長 藤原昭

名称	所在地	指定年月日
東井医院	奈良市帝塚山二丁目21-21	平成18年8月21日

(平成18年8月22日掲示済)

奈良市告示第512号

国税徴収法(昭和34年法律第147号) 第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が外国のため送達することができないので、国税通則法(昭和37年法律第66号) 第14条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成18年8月23日

奈良市長 藤原昭

- 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 送達を受けるべき者
省略

(平成18年8月23日掲示済)

奈良市告示第513号

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年8月23日

奈良市長 藤原昭

奈良市開発指導要領の一部を改正する告示
奈良市開発指導要領(昭和62年奈良市告示第230号) の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項を次のように改める。

2 開発者は、開発区域に森林法（昭和26年法律第249号）による地域森林計画対象の民有林が1ヘクタールを超えている場合は、次の表の左欄に掲げる開発事業の目的に応じ、同表の右欄に掲げる割合により森林又は緑地の保

全を図らなければならない。ただし、これ以外の目的の開発事業については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、同表に準じた割合としなければならない。

開発事業の目的	割 合
別荘地の造成	残地森林率はおおむね60パーセント以上とする。
宿泊施設又はレジャー施設の設置	森林率はおおむね50パーセント以上（残地森林率はおおむね40パーセント以上）とする。
工場又は事業場の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20パーセント以上（緑地を含む。）とする。

備考

- 1 「残地森林率」とは、残地する森林の面積の開発区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 2 「森林率」とは、残地及び造成する森林の面積の開発区域内の森林の面積に対する割合をいう。
- 3 開発区域内に設置される公共公益施設に係る植生部分は、面積算定に含むことができる。

附 則

この告示は、平成18年8月23日から施行する。
(平成18年8月23日掲示済)

奈良市告示第514号

奈良市保育所運営検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成18年8月23日

奈良市長 藤原 昭

奈良市保育所運営検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 子育て支援のより円滑な推進及び成果の確保を目指し、本市における保育事業の必要な施策について検討するため、奈良市保育所運営検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 公立保育所の民営化に関すること。
- (2) 認定こども園制度に関すること。
- (3) 認証保育園制度に関すること。
- (4) その他保育所運営に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 子育て関係団体・機関の関係者
 - (3) 市民から公募した者
 - (4) その他市長が適当と認める者
- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 検討委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、保育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年8月23日から施行する。

(平成18年8月23日掲示済)

奈良市告示第515号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成18年8月23日

奈良市長 藤原 昭

NO		住居番号を変更した建造物の表示	(平成18年8月23日掲示済)
1	変更前	奈保町2番10号	奈良市告示第516号 奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成8年奈良市条例第14号)第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。 平成18年8月24日 奈良市長 藤原昭
	変更後	奈保町2番12号	
2	変更前	奈保町2番11号	
	変更後	奈保町2番12号	

1 放置場所

1号物件	奈良市南紀寺町3丁目地内(市道 中部第252号線上)
------	----------------------------

2 自動車の種類等

区分	メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
1号物件	スズキ	アルト	軽自動車	白	奈良40を3511	CL22V-113772

3 処分年月日

平成18年9月7日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

建設部土木管理課 電話 0742-34-1111

(平成18年8月24日掲示済)

奈良市告示第517号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月24日

奈良市長 藤原昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成18年8月24日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年8月24日掲示済)

奈良市告示第518号

奈良市地域福祉推進会議設置要綱を次のように定める。

平成18年8月24日

奈良市長 藤原昭

奈良市地域福祉推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 奈良市地域福祉計画を円滑に推進実施する体制を整備するため、奈良市地域福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(平成18年8月23日掲示済)

奈良市告示第516号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成8年奈良市条例第14号)第14条第4項の規定により廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので、告示します。

平成18年8月24日

奈良市長 藤原昭

- (1) 奈良市地域福祉計画の推進状況の確認に関すること。
- (2) 奈良市地域福祉計画の推進に対する検討及び協議に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 社会福祉を目的とする団体及び事業者を代表する者
- (4) 保健・医療関係団体を代表する者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、5年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉総務課において処理する。(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営そ

の他について必要な事項は、委員長が定める。
附 則
 この告示は、平成18年9月28日から施行する。
 (平成18年8月24日掲示済)

奈良市告示第519号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年8月24日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成17年8月8日 奈良市指令都整開第05A-16号
平成18年8月7日 奈良市指令都整開第05A-16-1号
- 2 檢査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成18年8月24日 第1011号
(2) 公共施設 平成18年8月24日 第445号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺宝ヶ丘737番地の1及び738番地の3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区大手町一丁目4番2号
丸紅 株式会社
代表取締役 松田 章
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市西大寺宝ヶ丘737番地の1
(平成18年8月24日掲示済)

奈良市告示第520号

地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理審議会委員選舉について、地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第20条の規定に基づき作成した選挙人名簿を、同令第21条第1項の規定により2週間公衆の縦覧に供しますので、同条第2項において準用する同令第3条の規定に基づき次のとおり公告します。

平成18年8月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 縦覧開始日
平成18年8月30日
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所
奈良市三条本町1番80号
奈良市 都市計画部 JR奈良駅周辺開発事務所
(平成18年8月25日掲示済)

奈良市告示第521号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年8月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年7月11日 奈良市指令都整開第06A-17号
- 2 檢査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成18年8月25日 第1012号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市宝来町948番地の1、952番地の1及び954番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県奈良市中町1-78-7
大和工商リース株式会社 奈良支店
支店長 堀越 良一

(平成18年8月25日掲示済)

奈良市告示第522号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年8月25日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成18年8月25日掲示済)

奈良市告示第523号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年8月28日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年8月28日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺及び近鉄あやめ

池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年8月28日掲示済)

奈良市告示第524号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年8月28日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成17年10月14日 奈良市指令都整開第05A-30号
平成17年12月19日 奈良市指令都整開第05A-30-1号

2 檢査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成18年8月28日 第1013号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市登美ヶ丘二丁目4048番地の30

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市北大和4丁目19-15 片山 幹雄

生駒市北大和4丁目19-15 片山 智世子

(平成18年8月28日掲示済)

奈良市告示第525号

平成18年9月5日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成18年8月29日

奈良市長 藤原 昭

(平成18年8月29日掲示済)

奈良市告示第526号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成18年9月25日から、本市内の区域のうち町の区域及び名称を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域及び名称は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成18年8月29日

奈良市長 藤原 昭

別表

新町名	現町名	新町となる区域
中登美ヶ丘六丁目	北登美ヶ丘一丁目 (一部)	北登美ヶ丘一丁目2491の5、2491の7から2491の10まで、2491の13、2491の14、2499の3、2501の2、2501の4から2501の6、2502の1から2502の5まで、2503の1、2503の2、2503の4から2503の8まで、2503の12、2503の13、2503の19及び2508の2

押熊町 (一部)	押熊町2466の19、2466の20、2491の3、2491の4の一部、2491の5、2491の12、2500の2から2500の4まで、2501の3、2501の8、2501の9、2503の3、2503の9から2503の11まで、2503の14から2503の19まで、2520の2、2520の3、2520の5の一部、2520の7から2520の9まで、2526の1、2526の3、2529の2、2529の3、2638の1、2638の2、2645の6、2645の8、2656の2、2656の3、2660の2から2660の5まで及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部
二名町 (一部)	二名町4571の3、4571の4、4583の3及び4583の5
中登美ヶ丘三丁目 (一部)	中登美ヶ丘三丁目14の一部、2466の17の一部、2466の18の一部、2645の4の一部、2646、4537の4及び4537の15の一部

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
北登美ヶ丘一丁目	押熊町 (一部)	押熊町2491の4の一部、2520の4及び2520の5の一部
	中登美ヶ丘三丁目 (一部)	中登美ヶ丘三丁目14の一部、2466の17の一部及び2466の18の一部

別図1及び2省略

(平成18年8月29日掲示済)

奈良市告示第527号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成18年12月4日から、本市内の区域のうち町の区域及び名称を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域及び名称は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成18年8月29日

奈良市長 藤原 昭

別表

新町名	現町名	新町となる区域
帝塚山西一丁目	三碓町 (一部)	三碓町1321の4、1321の9から1321の79まで、1321の81から1321の105まで、1321の107から1321の249まで、1331の37、1351の1、1351の2、1352の1、1352の2、1353の2、1358の2、1358の3及びこれらの区域に隣接する道路である市有地の全部

	帝塚山中町（一部）	帝塚山中町1000の478、1000の618から1000の621まで、1000の631から1000の633まで、1330の2、1330の5及び1330の6	本的な構想を定めたので、同条第7項の規定により公告します。 なお、その関係書類は、奈良市文化経済部農林課に備え置いて縦覧に供します。												
帝塚山西二丁目	三碓町（一部）	三碓町1379の1、1379の4から1379の8まで、1395の3、1412の320、1412の321、1412の362、1414、1416、1417、1419、1420の1、1420の2、1421の1、1421の2、1422から1424まで、1425の3、1425の4、1434の3、2345及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部	平成18年8月31日 奈良市長 藤原昭 (平成18年8月31日掲示済)												
	帝塚山三丁目（一部）	帝塚山三丁目1412の315から1412の319まで、1412の362、1412の363及びこれらの区域に隣接する道路・水路である市有地の全部													
奈良市告示第530号															
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。															
		平成18年8月31日 奈良市長 藤原昭													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関の名称</th> <th>医療機関の所在地</th> <th>廃止年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東井医院</td> <td>奈良市鶴舞東町2-26</td> <td>平成18年8月20日</td> </tr> </tbody> </table>				医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日	東井医院	奈良市鶴舞東町2-26	平成18年8月20日						
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日													
東井医院	奈良市鶴舞東町2-26	平成18年8月20日													
(平成18年8月31日掲示済)															
奈良市告示第531号															
生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。															
		平成18年8月31日 奈良市長 藤原昭													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>医療機関の名称</th> <th>医療機関の所在地</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なかがわ呼吸器科・アレルギー科医院</td> <td>奈良市朱雀六丁目20-1 朱雀医療ビル102号</td> <td>平成18年9月1日</td> </tr> <tr> <td>高浜医院</td> <td>奈良市千代ヶ丘二丁目1-19</td> <td>平成18年9月1日</td> </tr> <tr> <td>東井医院</td> <td>奈良市帝塚山二丁目21-21</td> <td>平成18年8月21日</td> </tr> </tbody> </table>				医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日	なかがわ呼吸器科・アレルギー科医院	奈良市朱雀六丁目20-1 朱雀医療ビル102号	平成18年9月1日	高浜医院	奈良市千代ヶ丘二丁目1-19	平成18年9月1日	東井医院	奈良市帝塚山二丁目21-21	平成18年8月21日
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日													
なかがわ呼吸器科・アレルギー科医院	奈良市朱雀六丁目20-1 朱雀医療ビル102号	平成18年9月1日													
高浜医院	奈良市千代ヶ丘二丁目1-19	平成18年9月1日													
東井医院	奈良市帝塚山二丁目21-21	平成18年8月21日													
(平成18年8月31日掲示済)															
公 営 企 業															
奈良市水道局告示第25号															
奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。															
		平成18年8月21日 奈良市水道事業管理者 中尾一郎													
奈良市告示第529号															
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基															

名称	代表者氏名	所在地	指定日
長田水道工業所	長田 徳子	奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1292番地	平成18年8月4日
安道管工株式会社	代表取締役 安道 勇	奈良県天理市二階堂上ノ庄町95番地92	平成18年8月9日

(平成18年8月21日掲示済)

奈良市水道局告示第26号

昭和62年奈良市水道局告示第2号（奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、平成18年9月1日から施行する。

平成18年8月30日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

第2項中「株式会社 京都銀行」を
京都中央信用金庫
行
に改める。
」

(平成18年8月30日掲示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第4号

全 職 員

奈良市消防署の組織に関する規程及び奈良市消防職員教養規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年8月24日

奈良市消防局長 佐賀勝彦

奈良市消防署の組織に関する規程及び奈良市消防職員教養規程の一部を改正する訓令

(奈良市消防署の組織に関する規程の一部改正)

第1条 奈良市消防署の組織に関する規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改める。

(奈良市消防職員教養規程の一部改正)

第2条 奈良市消防職員教養規程（昭和58年奈良市消防長訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条の2」を「第52条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(平成18年8月24日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、平成18年7月31日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成18年8月16日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

1 抹消年月日

平成18年8月16日

2 抹消した者の氏名等

別冊のとおり

別冊省略

(平成18年8月16日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者につき、次のとおり選挙人名簿の抹消を取り消しました。

平成18年8月16日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

1 抹消の取消年月日

平成18年8月16日

2 抹消の取消しをした者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成18年8月16日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、平成18年8月15日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成18年8月16日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

1 抹消年月日

平成18年8月16日

2 抹消した者の氏名等

別紙のとおり

別紙省略

(平成18年8月16日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第46号

平成18年9月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成18年9月3日から平成18年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成18年8月16日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田勝二

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成18年8月16日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第47号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成18年9月3日から平成18年9月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成18年8月16日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成18年8月16日掲示済)